

改正後	改正前
<p>埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則</p>	<p>埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則</p>
<p>第一条・第二条(略)</p>	<p>第一条・第二条(略)</p>
<p><del>(多数の動物の飼養に係る届出)</del></p>	<p>(新規)</p>
<p>第三条 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める動物は、犬又は猫</p>	
<p><del>(生後九十日以内のものを除く。)</del>とする。</p>	
<p>2  条例第七条の二第一項に規定する規則で定める数は、十とする。</p>	
<p>3  条例第七条の二第一項ただし書に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p>	
<p>1  <del>化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第九条第一項の許可を受けた者</del></p>	
<p>1  <del>獣医療法(平成四年法律第四十六号)第三条の規定による診療施設の開設の届出をした者</del></p>	
<p>4  条例第七条の二第一項第五号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	
<p>1  <del>飼養する対象動物の性別</del></p>	
<p>1  <del>飼養する対象動物の不妊又は去勢の措置の実施状況</del></p>	
<p>5  <del>次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</del></p>	
<p>1  <del>条例第七条の二第一項の規定による届出 様式第二号</del></p>	
<p>2  <del>条例第七条の二第二項の規定による届出 様式第三号</del></p>	
<p>3  <del>条例第七条の二第三項の規定による届出 様式第四号</del></p>	
<p>第四条 (略)</p>	<p>第三条 (略)</p>
<p>(身分を示す証明書)</p>	<p>(身分を示す証明書)</p>
<p>第五条 条例第九条第四項及び条例第十七条第二項に規定する身分を示す</p>	<p>第四条 条例第九条第四項及び条例第十七条第二項に規定する身分を示す</p>
<p>証明書の様式は、<del>様式第五号</del>のとおりとする。</p>	<p>証明書の様式は、<del>様式第二号</del>のとおりとする。</p>
<p>(公示の方法)</p>	<p>(公示の方法)</p>
<p>第六条 (略)</p>	<p>第五条 (略)</p>
<p>(野犬等の掃とうの方法)</p>	<p>(野犬等の掃とうの方法)</p>
<p>第七条 条例第十二条第一項に規定する野犬等の掃とう(以下「野犬等の掃</p>	<p>第六条 条例第十二条第一項に規定する野犬等の掃とう(以下「野犬等の掃</p>
<p>とう」という。)は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その</p>	<p>とう」という。)は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その</p>

改正後

改正前

- 他適当地表に薬物入りの餌を置くことにより行うものとする。
- 2 前項の薬物入りの餌は、着色し、当該薬物入りの餌ごとにそれが薬物入り餌である旨を表示しておかなければならない。
  - 3 保健所長は、当該職員に第一項の薬物入りの餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、野犬等の掃とりの時間が経過する前に当該薬物入りの餌を回収させなければならない。
- (野犬等の掃とりをする旨の周知の方法)

第八条 条例第十二条第一項の規定による周知は、野犬等の掃とりを実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りの餌の状態について、少なくとも次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

一〜三 (略)

2 (略)

(事故発生届出)

第九条 条例第十五条第一項の規定による届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第六号の届出書により、犬の飼い主にあつては様式第七号の届出書により行わなければならない。

(費用の額)

第十条 (略)

別表 (第十条関係)

区分	金額
一 条例第十八条第一項第一号に規定する第一種動物取扱業登録申請	イ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が一である場合 一万六千円 ロ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が二以上である場合 一万六千円に二を超える第一種動物取扱業の種別の数に八千円を乗じて得た額を加算した額
二 条例第十八条第一項第二号に規定する第一種動物取扱業登録申請	イ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が一である場合

- 他適当地表に薬物入りのえさを置くことにより行うものとする。
- 2 前項の薬物入りのえさは、着色し、当該薬物入りのえさごとにそれが薬物入りのえさである旨を表示しておかなければならない。
  - 3 保健所長は、当該職員に第一項の薬物入りのえさの置かれた場所を巡視させ、かつ、野犬等の掃とりの時間が経過する前に当該薬物入りのえさを回収させなければならない。
- (野犬等の掃とりをする旨の周知の方法)

第七条 条例第十二条第一項の規定による周知は、野犬等の掃とりを実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りのえさの状態について、少なくとも次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

一〜三 (略)

2 (略)

(事故発生届出)

第八条 条例第十五条第一項の規定による届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第三号の届出書により、犬の飼い主にあつては様式第四号の届出書により行わなければならない。

(費用の額)

第九条 (略)

別表 (第九条関係)

区分	金額
一 条例第十八条第一項第一号に規定する動物取扱業登録申請	イ 申請に係る動物取扱業の種別の数が一である場合 一万六千円 ロ 申請に係る動物取扱業の種別の数が二以上である場合 一万六千円に二を超える動物取扱業の種別の数に八千円を乗じて得た額を加算した額
二 条例第十八条第一項第二号に規定する動物取扱業登録申請	イ 申請に係る動物取扱業の種別の数が一である場合

改正後		改正前	
扱業登録更新申請	<p>場合</p> <p>二万円</p> <p>ロ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が二以上である場合</p> <p>一万円に一を超える第一種動物取扱業の種別の数に五千円を乗じて得た額を加算した額</p>	録更新申請	<p>二万円</p> <p>ロ 申請に係る動物取扱業の種別の数が二以上である場合</p> <p>一万円に一を超える動物取扱業の種別の数に五千円を乗じて得た額を加算した額</p>
三 (略)	(略)	三 (略)	(略)
四 (略)	(略)	四 (略)	(略)
五 (略)	(略)	五 (略)	(略)
六 条例第十八条第一項第六号の犬又は猫の引取り	<p>イ 生後九十一日以上<small>の</small>犬又は猫の場合</p> <p>一頭又は一匹につき</p> <p>二千元</p> <p>ロ イ以外の場合</p> <p>十頭又は十匹までごとに</p> <p>二千元</p>	六 条例第十八条第一項第六号の犬又はねこの引取り	<p>イ 生後九十一日以上<small>の</small>犬又はねこの場合</p> <p>一頭又は一匹につき</p> <p>二千元</p> <p>ロ イ以外の場合</p> <p>十頭又は十匹までごとに</p> <p>二千元</p>